

令和5年度第1回社会教育委員会会議 議事録

○ 日 時 令和5年8月22日(火曜日) 午後2時00分から午後3時50分

○ 場 所 高千帆地域交流センター分館 第1・2会議室

○ 出席委員 香川 真澄委員、矢野 憲文委員、榎崎 八由美委員
富永 恵美子委員、長谷川 義明委員、大本 章男委員
平中 政明委員、井上 洋希委員、野村 誠委員
半矢 幸子委員、江中 幸夫委員、吉本 光良委員

○ 事務局及び出席者 長友教育長、藤山教育部長、矢野社会教育課長
歴史民俗資料館若山館長、中央図書館山本館長
安藤課長補佐、石田係長、正木係長、柿並係長

○ 会議次第

- 1 辞令交付
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長・副委員長選出
- 5 委員長・副委員長あいさつ

6 議題

- (1) 社会教育委員会議について
- (2) 教育委員会組織について
- (3) 社会教育関連事業について
 - ア 令和5年度社会教育推進の指針
 - イ 令和5年度社会教育予算関係
 - ウ 令和4年度社会教育施設利用状況
- (4) 公民館の地域交流センター化後の実際
- (5) その他

7 その他

- (1) 第45回中国・四国地区社会教育研究大会島根大会
11月16日(木)～17(金)
- (2) 山口県社会教育委員連絡協議会地区別研修会(西部地区→山口市)11月予定
- (3) 次回の会議について

8 社会教育課課長あいさつ

開会

事務局

それでは、お時間になりましたので、令和5年度第1回社会教育委員会議を開催します。本委員会の事務局を担当しております社会教育課の柿並です。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本委員会は、「山陽小野田市執行機関の附属機関」に属しますので、「会議の公開に関する要綱」により、議事録をホームページで公表させていただきます。

また、資料3ページの本委員会規則第3条2にありますように、本日は14名中12名の委員の御出席で過半数となっておりますので、本会議が成立しますことをお伝えいたします。本日の会議の次第は、表紙の裏に記載しております。この次第に沿って会議を進めてまいります。

それでは、本年度は委員の改選となりましたので、皆様に辞令の交付をいたします。教育長が前に行きましたらその場にお立ちください。

〈辞令交付〉

教育長あいさつ

事務局

引き続きまして、長友教育長より御挨拶申し上げます。

教育長

皆様、こんにちは。本日は暑い中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。私は6月9日付けで教育長に就任いたしました、長友義彦と申します。初めてお目にかかる方も多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。皆様方におかれましては本日御多用のところ、本社会教育委員会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、平素から、本市における社会教育をはじめ、教育行政の推進に御高配をいただいておりますことに対し、深く感謝申し上げます。先ほど辞令をお渡しましたが、今年度は、委員改選の年もありますので、本委員会も新しい委員構成となりました。本市社会教育の発展のためにお力をお貸しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて現代社会は、人口減少や高齢化、子どもの貧困化、格差の固定化、社会のつながりの希薄化、社会の多様化、グローバル化などたくさんの課題を抱えております。本市も、同様な課題を抱え、今後は一層先行き不透明な社会になるだろうという予想もされております。こうした中、令和5年6月には、令和5年度から令和9年度までの第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。御存知のとおり、教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、教育振興に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために計画されたものです。今回の計画では、持続可能な社会のづくり手の育成、及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上が基本コンセプトとなっております。このコンセプト実現のために様々な施策がされておるところですが、内容をよく読みますと、学校教育の充実、

それとともに社会教育の充実ということが叫ばれており、この二つの充実が大きな鍵を握ると考えております。本市においては、令和4年4月に教育委員会の所管する公民館が地域交流センターになり、市長部局へ移管されました。教育委員会としましては、引き続き、社会教育の充実に資するよう、この1年間取組を進めてきたところです。本日の議題においては、「地域交流センター化後の実際について」というテーマで、昨年度の社会教育委員会会議において作成されました、公民館の地域交流センター化に関する提言書を元に、この1年間のセンターでの取組を検証していく予定としております。委員の皆様からは、様々な観点から御意見をいただき、本市社会教育行政の充実に結びつけていきたいと考えておりますので、お力を貸していただきますようよろしくお願いいたします。

結びになりますが、委員の皆様方のますますの御健勝と御多幸、御活躍を心からお願いして御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

委員・事務局紹介

事務局

それでは、委員の皆様にご自己紹介をお願いします。要項最後のページを御覧ください。こちらに名簿がございます。所属とお名前程度でかまいませんので、名簿順にご自己紹介をお願いします。

〈委員自己紹介〉

事務局

ありがとうございました。引き続きまして、事務局にも、異動がございまして、職員も変わっておりますので、紹介をさせていただきたいと思っております。

〈事務局自己紹介〉

委員長・副委員長選出

事務局

続きまして、委員長及び副委員長の選出を行います。要項の2ページにあります規則第2条を御覧下さい。この規則により委員長1名、副委員長2名を決めていくこととなります。委員長に、どなたか立候補、又は推薦される方はいらっしゃいますか。ないようであれば、事務局の案として、委員長に吉本委員を推薦したいのですが、いかがでしょうか。承認される方は拍手をお願いします。

(拍手)

ありがとうございます。只今の拍手を持ちまして、本協議会の委員長を吉本委員にお願いしたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。次に副委員に立候補、又は推薦される方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようであれば、事務局の方からの案として、副委員長に半矢委員と東原委員を推薦したいのですが、いかがでしょうか。承認

される方は拍手をお願いします。

(拍手)

只今の拍手を持ちまして、本協議会の副委員長を半矢委員と東原委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、さっそく委員長、副委員長より一言御挨拶をお願ひいたします。委員長よりお願ひします。

委員長・副委員長あいさつ

委員長

ありがとうございます。一生懸命努めてまいります。先ほど教育長さんからいろいろお話がありましたが、今はちょうどコロナの後で、価値観がどんどん変わっています。また、ウクライナの戦争が始まり、ニューノーマルという新常識を表す言葉も生まれており、新しいことがどんどん決まりますので、私たちも少し頭を柔らかくして、この山陽小野田市の社会教育に向き合うことが必要です。昨年度には公民館がセンター化しました。後ほど事務局からご報告があります。市の地域交流センターがどういう活動をしていけばいいのか、皆様方のお知恵を借りて、少しでも新しいことができるよう、またすべき事を明確にできればいいと思ひます。皆様方のお知恵をどうぞよろしくお願ひいたします。

副委員長

皆様よろしくお願ひします。先ほど吉本委員長もおっしゃったようにここでの協議を通して、新しい山陽小野田市という意気込みも分からなくもないのですが不安も感じております。皆様と市民が幸せになるように頑張って取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。早速これから議事に入りたいと思ひます。議事の進行につきましては、吉本委員長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

議題

委員長

それでは、議事に移ります。議題（１）「社会教育委員会議について」、説明をお願いします。

事務局

議題（１）社会教育委員会議についてご説明します。資料の３ページから、教育基本法と社会教育法、それから社会教育に関わるところを抜粋して資料としてお渡しをしているところでありまふ。社会教育につきましては４ページにありまふ教育基本法の第１２条に定めてございまふて、第１項では、個人の要望や社会の要望にこたえ、社会において行われ

る教育は国及び地方公共団体によって推奨されなければならない。第2項では、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適正適当な方法によって、社会教育の振興に努めなければならないとされているところでございます。

5 ページからは社会教育法の抜粋となります。社会教育の定義につきましては、第2条で規定がされております。昨今では7 ページにあります、地域学校協働活動推進、第9条の7に規定がございしますが、地域と学校の連携、協働活動の普及が強く求められてきているところでございます。その他につきましても社会教育に関する事務を図書館法、博物館法、文化財保護法において、それぞれ定められておるところでございします。

これらの社会教育に関する事務を進めていく上で、御助言をいただく機関が、社会教育委員会ということになります。8 ページをお開きください。第15条において、社会教育委員会を市に置くことができるというふうにされておきまして、本市におきましては、条例を定め、社会教育委員会を設置しておるところでございします。第17条では社会教育委員の職務が規定され、同条第1項では社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するとされ、同項第1号は社会教育に関する諸計画を立案すること、第2号は定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること、第3号では前2号の職務を行うために必要な緊急調査を行うこと等が規定されております。1 ページ目に戻りますが、先ほど若干触れました、市の社会教育委員条例の抜粋を記載しております。そこでは定員や任期が定められております。こちらにつきましては各方にお読みいただけたらと思います。

それではこの数年間の動きということで9 ページをお開きください。資料2では主に会議の内容等を令和4年度、令和3年度について掲載しております。令和4年度につきましては、公民館のセンター化後の事業についてスポットを当て、3回の会議を実施してきたところでございします。1回目につきましては、令和4年度の社会教育事業、センターの活動方針等につきまして、2回目はアンケート結果における委員の皆様によるグループ協議、3回目は住民主体のセンター主催講座運営や広報作成を実施した、有帆地域交流センターの取り組みについて事例発表の後、御協議頂きました。今年度につきましても、本市社会教育の振興のために、御意見、御助言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。大変簡単でございしますが、以上で説明を終わります。委員長よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。社会教育委員会について、資料2の9 ページまでの説明がございました。どなたかご意見がありましたらお願いします。
なければ、議題（2）教育委員会組織について説明をお願いいたします。

事務局

議題（2）令和5年度の山陽小野田市教育委員会組織について説明をさせていただきます。10 ページの資料3をお開きください。本市の教育委員会組織機構については、資料のとおりとなっております。社会教育関連の職員の異動について、御説明をさせていただきます。本事務局職員については、自己紹介の際に御紹介したとおりとなりますが、地域交

流センター長の異動に関して、資料にお示しをしております。10 ページに、地域交流センター長のお名前が入っております。令和5年4月1日からと書かれてある方に関しては今年度の異動で、就いていただいている方となります。社会教育主事有資格者に関しては、本日、御出席いただいている小野田地域交流センター長、それから高泊地域交流センター長、そして出合地域交流センター長が有資格者ということになっております。簡単ではありますが、以上になります。

委員長

教育委員会の組織についてということで説明がありました。何かご意見はありませんか。それでは、議題（3）社会教育関連事業について、御説明をお願いいたします。

事務局

引き続き御説明をさせていただきます。まず今年度の社会教育の指針について、12 ページの資料4をお開きいただけたらと思います。令和5年度 of 社会教育推進の指針については、昨年の3回目の会議の際に御説明させていただきましたので、新しい委員様には申し訳ありませんが、ここでは骨組みについて中心に御説明をさせていただきたいと思います。まず1 ページ目をお開きください、「はじめに」の部分になります。お示ししている通り、昨今の社会情勢から社会教育の重要性が増していること、学びを通じた人づくりの必要性について記載をしております。山陽小野田市の社会教育の目標として、学びを通じた豊かな人間性の育成として、それによって個人の活力と笑顔が生まれ、そうした市民が増えることで、地域社会に貢献できる人材が生まれることができるという考え方を示したものとなります。下の図については、この考え方を体系的に図で示しております。学びを通じて豊かな人間性を育成し、そこから地域課題を解決する人材が育成され、人づくりにつながります。またそれらを支える活動領域として下の6つの領域、さらにはそれらを横断した「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト！」の実践があります。また、これらの活動を進めるに当たってはですね、市長部局との連携協働が必要となってまいります。では次の14 ページです。骨組みとしての《基本指針1》と《基本指針2》について、それらを達成するための取組内容を示しております。また実践として、「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト！」を掲げ、昨年度から委嘱をしている地域学校協働活動推進員の役割と、資質向上のための研修の必要性について書き出しております。次のページ以降は、先ほどの6つの領域について、分野別に努力事項を定めています。まず1の地域交流センターにおける社会教育活動につきましては、昨年度から公民館がセンターとなり、所管が市長部局へ移りましたが、学びを通じた人づくりに関しましてはこれまで以上に取り組んでいくことを明記し、そのために必要な活動内容や努力事項について掲げております。（1）として生涯学習の振興とともに、必要課題を意識した学習機会の提供、それから（2）として地域力・学校力・家庭力向上プロジェクトの推進のための拠点施設とすること、などを記載しております。次に2図書館活動につきましては、電子書籍の利用促進と利用者層の拡充や、第4次子供読書活動推進計画の策定などにより、新たな利用者層の開拓を推進し、魅力的な図書館とします。（3）文化財保存活用では、市民の郷土への愛着と誇りを醸成するため、指定文化財の保存管理のみならず、地域や学校におけるふるさと文化遺産を活

用した取組や、歴史民俗資料館での企画展など、様々な取組を進めます。（４）人権教育・平和教育については、市民一人一人の人権が尊重される、心豊かな地域社会の実現を目指し、市長部局と連携した取組や、地域や企業などへの人権研修、中学校での平和教育の取組などを進めてまいります。（５）青少年健全育成活動につきましては、青少年育成センターを中心に、地域ぐるみで青少年を支える活動に努めてまいります。最後に６番の家庭教育になります。地域のつながりが希薄化する中で、孤立し、子育てに悩みや不安を抱える保護者を支援するため、長年継続している就学時健康診断時の子育て講座のみならず、子育て中の保護者が集まる子育てサロンや、家庭教育講座などの取組を進め、継続的な支援に努めてまいります。終わりに、これらの領域において、目標を達成していくには、教育委員会と市長部局の連携協働が重要となってくることを明記しております。簡単ではありますが、令和５年度の社会教育の推進に関する説明については、以上になります。

事務局

それでは続きまして、私のほうから予算概要の説明をさせていただきます。19 ページを御覧ください。社会教育費の予算概要について、昨年度から変更となった点、また、新規で予算化された事業について御説明をいたします。図書館費並びに歴史民俗資料館費については、後ほど各館長より御説明をいたします。19 ページには各費目で挙げておりますが、まず社会教育総務費、このうち社会教育推進事業としては、地域交流センター11 館分の報償費が、臨時的経費から経常的経費に変更をされています。文化財保護関連経費では、20 ページに、各事業の概要を掲載しておりますので御覧ください。20 ページの４番、国史跡浜五挺唐樋の保存活用計画策定業務は、昨年度より２か年継続事業で実施をしており、今年度末に計画が完成予定です。７番の山下記念館解体事業、こちらは厚狭の殿町にある旧厚狭図書館で、今年度に境界確定測量、事前家屋調査業務を実施後に解体する予算を計上しています。19 ページに戻っていただきまして、きらら交流館費でございますが、こちらは閉館後の維持管理費を社会教育総務費で一括計上しています。そのため、19 ページのきらら交流館費は、欄が０円となっております。青年の家費は、光熱水費の高騰などで経常的経費が増額をしてしております。最後に青少年健全育成費では、補導員の数及び回数が減り、減額をしてしております。続きまして、21 ページを御覧ください。こちらは３年間の教育委員会所管、各施設の利用状況を掲載しています。地域交流センターは市長部局に所管が移っておりますが、社会教育の活動を示す主催講座と生涯学習クラブの実績についてのみ掲載をしてしております。以上でございます。

事務局

それでは、図書館から御説明申し上げます。資料の 19 ページを御覧ください。図書館費の予算、令和５年度の数字は 5263 万 3,000 円となっております。経常経費でございます。それから臨時的経費につきましては 680 万円が計上されております。主な事業といたしましては次の 20 ページ、14 番、15 番、16 番を御覧いただければと思います。14 番の子どもの読書活動推進計画推進事業に 21 万 1,000 円、それから 15 番の電子書籍購入事業に 366 万円、そして 16 番の中央図書館照明器具改修工事事業について、今年度は実施設計を行いますのでその金額として 264 万円を計上させていただいております。それから利用状況に

つきましては、21 ページ、資料 7 を御覧いただければと思います。中央図書館の数字を御覧いただければと思いますが、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度の数字は、増加傾向にあることがお分かりいただけたと思います。それから 22 ページの令和 4 年度図書館の実績を御覧いただければと思います。資料等購入状況について令和 4 年度は 6,307 冊購入しております。雑誌は 120、新聞は 14 紙に、視聴覚資料として CD や DVD など 52 点を購入しております。図書館利用状況につきましては、中央図書館と厚狭図書館を含めて、利用者数は 8 万 4,549 人となっております。令和 3 度が 7 万 4,153 人でしたので、1 万人ぐらい増えているということになります。貸出冊数は 31 万 2,139 冊となり、令和 3 年度に比べますと増えております。電子書籍につきましては登録者数 4,831 人、貸出冊数は 3,256 冊というふうになっております。蔵書冊数、蔵書数及び所蔵点数ですけれども、中央図書館と厚狭図書館を含めまして 34 万 1,994 冊、視聴覚資料として CD や DVD 等が 8,976 点となっております。図書館からは以上です。

事務局

歴史民俗資料館から御報告します。19 ページにお戻りください、資料 5 です。令和 5 年度の予算の経常的経費は 407 万 9,000 円、臨時的経費が 2,965 万 1,000 円となっております。臨時的経費の主なものとして、企画展とエレベーターの更新があります。詳しくは次の 20 ページの資料 6 を御覧ください。11 番、12 番、13 番が歴史民俗資料館となっております。11 番の企画展ですが、毎年、企画展を 4 回、講演会を 2 回開催しておりますが、今年度はエレベーターの更新があるために企画展を 3 回にしております。12 番は、展示ケースを LED 化し、明るい提示室にいたします。13 番のエレベーター更新事業では、設置後 40 年を経過しておる油圧式のエレベーターをロープ式に更新するものです。現在油圧式は製造されておられませんので 12 月に部品の供給が終わること等から、メンテナンスが出来なくなりますので更新することとなりました。21 ページの資料 7 を御覧ください。令和 4 年度歴史民俗資料館の入館者数は 3,094 人でした。内訳は、22 ページの資料 8 を御覧ください。2 番に入館者数の内訳があります。3 番に企画展と講演会、体験教室の内訳を載せております。また、1 番が収蔵資料の状況でございます。令和 4 年度は 10 件ほど受入れをしております。資料館からは以上です。

委員長

はい、どうもありがとうございました。社会関連事業について、御説明がありました。何かお気づきの点等ございませんか。
1 ついいですか。19 ページの青少年健全育成費が少し減っていますが、これは何に使っているもので、なぜ減ったのでしょうか。

事務局

ご質問がありました 19 ページの青少年健全育成費の減額分ですが、こちらは、補導員の数の見直しと、回数を見直したことで、減額となっております。

委員長

はい、ありがとうございました。他に何かありませんか。

委員

失礼します。歴史民俗資料館についてですけれども、暑い中、頑張って色んな企画展をなさっています。入館者数ですけれども、幼児が 104 人と思ったより多いですね。これは親子で来られたのだと思います。これに関して高校生の 13 人、中学生が 72 人と、ちょっと寂しいなと思います。幼児期から市のふるさとのことを学ぶということは良いことです。努力されていますけれども、何か中学生・高校生が行ってみたいなと思えるような資料館になったらいいですね。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。他に何かありませんか。

委員

青年の家費についてです。13 ページの活動領域では、どこに青年の家は入っていますか。今後の青年の家の展望について、分かる範囲で御説明をお願いします。

事務局

青年の家が、13 ページにおけるどの部類に入っているかということについてです。本来であれば青少年健全育成というところで、宿泊研修施設を持っていたものが、その部門に入っていたかと思います。現在は老朽化によって宿泊学習施設の機能が停止をした状態です。どの部門に当たるかとなるとスポーツの振興というところに当てはまるので、どちらかという主になっているスポーツの振興の内容に当たっているという状況になると思っております。それから、今後の展望についてです。昨年から埴生地域でワークショップ等を開かれておりまして、そのワークショップが終わって、現在は基本計画を作成している状況になっております。その中でスマイルエイジングパーク構想というのが出てきております。スマイルエイジングパークというのは笑顔で年を重ねられる公園ということで、社会教育施設、宿泊研修施設機能は廃止をされ、都市公園、スポーツ施設を併設した都市公園として、今後進んでいくものと考えております。事業展開といたしましては、早くて来年度から実施設計に入り、実施設計には 2 年程度かかると言われております。令和 6 年、令和 7 年には実施設計を、令和 8 年に解体、令和 9 年から本格的な建設が最短で始まるとの見込みです。ただ建設についても最終の公園整備まで入れると 3 年程度はかかるような見込みとなっております。実際に完成するのが最短で令和 11 年度末ぐらいになるのではないかと現在では見込んでおります。説明は以上になります。

委員長

質問よろしいでしょうか。大分遅れているのですか。

事務局

昨年、この社会教育委員会議の中でお話ししたものよりは、半年程度は遅れているかと

思われます。

委員長

さらら交流館の方が早くなりますか。

事務局

さらら交流館につきましては、資料を各テーブルの上に置かせていただいております。議題（５）その他のところで、御説明をさせていただければと思っております。

委員長

はい、分かりました。他にありませんか。

委員

先ほど吉本委員長も質問された青少年健全育成費が減額になったことについてです。班長宛てにアンケートを取られたと思います。その結果で会議の回数が少なくなったのかどうか分かりませんが、アンケートをとられたまま、何も御返事がないままです。厚狭地区と小野田地区の会議が無くなり、今は同じ埴生地区でも情報交換というのが無く、山陽地区、小野田地区でも情報交換が出来てないです。アンケートについては、取られたらその結果をどこかでお示しをしないといけないのではないかと思います。私としては長年補導をやってきておりまして、以前は小野田側と山陽側の合同で会議をしていました。コロナになって別々になりました。山陽側と小野田側が一緒のときには、山陽小野田市全体のことがよく分かっておりました。現在は先ほども言いましたように、埴生地区だけのことも分かりません。報告書は１ヶ月１回出しますが、それをまとめて何か月分か、１年に何回か埴生地区だけの班の報告書は来ています。活動報告書というのをしておりますので、会議を削減するのであれば地域の情報交換をもう少しこまめに、班長さんはいらっしゃいますが、なかなか先生方もそこまで集まって、情報交換しましょうということは無いと思います。山陽小野田市では何もないと言われていますが、無いのではなく皆さんが目当たらないだけのことであって、私はいろいろあると思います。やっぱり地域で見守る、そういった細々としたことを皆さんでやっぱり共有しないといけないのではないかと思います。少し大雑把になってきているのではないかなと私は思います。以上です。

委員長

事務局からはいかがでしょう。

事務局

はい、御指摘大変ありがとうございます。言われるとおりですね、各地域の実情については、小野田側に起こっていることは山陽地区には関係ない、山陽地区に起こっていることは小野田側には関係ないというふうに思っているわけではありません。ですが少しおざなりになっていたところがあったり、報告や共有が遅れているところがあったり、という事実は否めないと思いますので、しかるべく改善していきたいというふうに思っております。

す。大変申し訳ございません。

委員長

はいありがとうございました。他にありませんか。

それでは続いて議題（４）「公民館の地域交流センター化後の実際」ということで、令和３年に本委員会から提言書を出しましたが、提言書を通じて令和４年から始まった交流センターが今どうなっているのか、御説明をお願いいたします。

事務局

説明させていただきます。地域交流センター化後の実際について、～公民館の地域交流センター化に関する提言書から～というタイトルでお話をさせていただきたいと思います。センター化後の１年間を検証する場が必要だということで、昨年の第３回本委員会の中でも、ご提案をいただきました。この提言書を受けて、実際に１年間どうであったかということについて御説明させていただいた上で、委員の皆様にご検討いただけたらと思っております。令和４年４月１日に教育委員会の所管する１１公民館が、市民活動推進課の所管する地域交流センターへと変更されております。あっという間ですが、もう１年半経過しております。センター化の目的としては、市長の掲げる「協創によるまちづくり」を実践するための場、また福祉センター機能を統合し、生涯学習、地域福祉の場とともに、多様化、複雑化する地域課題解決に取り組むための多機能型施設として、新たにセンターとして設置されております。皆様方におかれましては２年前になりますが公民館の地域交流センター化に関する提言書を御作成いただきまして、その意見をセンターへ反映させていただきました。本日、事前配付させていただきました資料９に提言書をあわせて載せておりますので、そちらもあわせて御覧いただけたらと思います。とりまとめられた提言がどのように反映されているかということについて項目ごとに御説明をさせていただきます。本委員会の提言は４つの柱で構成をされておりました。１つ目が、地域住民の学習の拠点としての役割・機能について、それから２つ目が、地域づくり・人づくりの拠点としての役割機能について、３つ目が適正な職員配置と予算措置について、それから４つ目その他ということになっております。

１つ目の柱に関して、地域住民の学習拠点としての役割機能については、（１）学習講座の内容の充実及び維持・確保、それから（２）学びの還元のための公民館クラブの継続と維持、そして（３）講座運営に関する支援、から構成をされておりました。社会教育課においては、本市教育行政の土台となる社会教育推進の指針において、分野別努力事項の冒頭に地域交流センターにおける社会教育活動を置きました。そして第１項に生涯学習の振興とともに「必要課題」を意識した学習機会の提供に努めるという文言を入れております。先ほどの指針をさらに細かく、具体的に示すものとして「地域交流センターにおける社会教育活動について」を新たに作成させていただいております。こちらは各交流センターに配布し、センター長会議、主事会議にて説明、理解を求めているところであります。内容としましてはセンター講座、クラブ等の運営について記載をしております。それから、日々の社会教育の取組を改善するため、住民アンケートの導入に着手しました。アンケートの内容などにつきましては、昨年６月の会議でお話をさせていただきました。（１）学

習講座の内容の充実及び維持確保について、提言書には、具体的には必要課題を満たす学習講座の充実、現状予算の確保等について記載をされております。必要課題を満たす講座については後ほど説明させていただきます。予算に関しては、旧公民館の時代と同様に、社会教育課において確保しております。また（２）学びの還元のための公民館クラブの継続と支援についてですが、公民館クラブについても、名称を生涯学習クラブと変更し、社会教育課の継続事業として管理しております。生涯学習の理念である、学びの成果の還元の場合として、生涯学習クラブの皆さんには、この資料にお示ししております、多様な場で学習成果の還元の活動をしていただいております。学校の授業補助などで習字や洋裁、料理、音楽等で御活躍いただいております。また定時制の全国大会の出場者と一緒に練習をすとか、料理クラブによる調理室の備品整備、包丁研ぎ、スリッパクリーニングなどもあります。センター長さんに、調整していただきながら、活躍の場を作っていただいております。（３）講座運営に関する支援についてですが、提言書内には他課との連携、また教育委員会が講座の支援等について、センター長会議や主事会議を定期的、継続的に実施していくことと記載されております。ここにお示ししておりますのが、センターの主事会議の様子となります。主事会議については、公民館時には事務連絡等、事務処理に関する内容で実施していましたが、令和４年度からは、主事の皆さんとグループワーク等を取り入れて協議する場を増やして開催をしております。テーマとして稼働率向上に向けてできること、取り組みたいこと、それからインターネット環境を活用したセンター事業について、生涯学習クラブの成果還元について等のタイトルで協議を行い、センターの運営に生かしてもらっているところです。写真はセンター主事さんが書かれた内容になりますが、センター化してやってみたいこと、やらなければならないことなどを書いていただきました。フリーマーケットや託児付きの講座、土日や夜の講座、ワインセミナーなど、いろんな意見が出ており、全部はできておりませんが、少しずつ色々な活動に繋がっております。

２番目の柱、地域づくり・人づくりの拠点としての役割機能についてです。こちら３つの項目で、（１）地域団体の育成・支援、（２）地域人材の発掘・育成支援、（３）学校・家庭・地域の連携協働についてとなっております。（１）地域団体の育成・支援については、提言書内では、各団体のリーダーの育成と自立的な運営の継続支援となっており、地域団体の高齢化、小規模化が進んでおり、後継者不足を解消するための中間的な支援の役割を担うこととして提言書にお示しをいただいております。コロナが５類に移行されたことから、地域のイベントとして夏祭り等の積極的な開催がされる中、センターにおいて事務局的な役割等をさせていただいております。「協創によるまちづくり」を推進するための機能の一つである、地域運営組織の組織形成に向けた事務局機能としての事務、そして後継者不足における支援・援助として、新たな来所者の獲得に向けた事業を進めているところです。（２）では提言書内ではセンターは、地域づくりの一つとして、若い力の発掘と活動への引き入れを企図しなければならないという文言から、①から⑤のような、若者層取り組むような講座を始めているところでございます。須恵地域交流センターでは①魚の捌き方講座、②本山地域交流センターでのeスポーツを題材とした大学と連携した講座、③親子参加型の講座については多くのセンターで取り組んでおります。令和５年度からは、さらに多くなり現在夏休み期間中ということもあり、多くの子供を対象とした、また親子

を対象とした講座が実施されているところです。また年々増えている④外国人労働者への日本語講座は、埴生地域の方々のお力添えによって行うことが出来ております。それから前回の会議で御紹介した、⑤有帆のまなびとふれあいカフェでの、地域人材の育成支援へと繋がる取組も行っております。センターにおいては、令和4年度から新たに単発で行う事業が多くなっておりますが、令和5年度からは年間を通じた若い人が参加しやすい時間帯に行う講座っていうのも充実してきております。須恵の須恵サタ教室、高千帆でのたかはホリデイ教室等、曜日や時間帯に工夫をしながら、若者層の獲得にセンター長さんには頑張っていていただいております。令和4年度に関して、コロナが明けてきたこともあり、主催事業の講座数、必要課題、要求課題ともに増加しております。また生涯学習クラブについてもおおむね回復傾向にあると考えております。力を入れていろんな講座を進めていただいているんですが、表にもお示ししておりますが、次のページの成果と課題として挙げているように、主催事業の実施回数は新たなところも取り組んでいただいている増加していますが、参加者数については実施回数に伴って増加しているもののコロナ前まで参加者数は回復していません。それから生涯学習クラブについては参加回数、参加者数も回復していますが、そもそもクラブの数が年々減少傾向にあることも課題として挙げられます。主催講座、それから生涯学習クラブの実施をもとに、社会教育課においては、地域づくりに関わることができる人材の発掘・育成をすることを目標としていますが、5年後10年後、そもそもセンターに来てくれる人がどんどん減っているのではないかと、資料の表から見て取れると思います。さらに一つずつ見ていくと、厚狭地域交流センターを例として挙げると、厚狭主催講座の寿学級という年10回開催されている講座があります。平成31年の参加者数は10回に対して368人だったのが、昨年の実績が同じ10回開催で260人と100人規模で減っているというような状況です。実施する回数は増えていますが、参加者が減っていることから、なかなか厳しい現状ではないかと考えています。今後センターとして取り組まなければいけないことということで、生涯学習の理念である成果の還元をすることについて、生涯学習クラブだけでなく、主催事業に参加された方、学ばれた方にも成果の還元を提供していくことが必要ではないかと考えています。例えばセンターの文化祭での発表、高齢者施設等での発表等努めていく必要があるというふうに考えています。それから増加しつつある新たな来所者に関して参加から参画という意識づけを行うことで、センターのファンになってもらい、今後の地域づくりへ関与してもらえるように促していくことが一番大事なことでと考えています。その他にも、地域学校協働活動における地域コーディネーターの役割をセンターは担っていますので、地域学校協働活動に関わる、子ども達、保護者世代、そういった方へどのようにアプローチしていくのか、またセンターに関わる全ての人を、ひとつながりにする役割等も役目になると考えています。

3つ目の提言書の柱、適正な職員配置と予算措置についてというところです。こちらの柱には、6つの項目がございました。（1）職員の増員、（2）教育委員会と市長部局の連携、（3）専門的職員の配置と育成、（4）職員の研修機会の提供、（5）センター長の人材について、最後に（6）予算措置についてという項目を出していただいております。

（1）職員の増員についてです。提言書には今後のセンターにおいては、今後の膨大な仕事量に向け、職員の増員を要望するとなっております。現在、令和6年4月からの地域運

営組織の実施に向けて、市民活動推進課、センターが中心となって、各校区の運営組織の組織形成に向けた協議が各地域で行われております。各センターには総務省の補助対象事業の中山間づくり支援員を「地域づくり支援員」として配置を予定することとなっております。現在各校区においては、5校区で地域の方が支援員として配置されているところです。他校区においても、今後決まり次第、センターへ配置されていく予定となっております。支援員の役割として、今後の運営組織に関する会議の資料の作成、会議の進行、地域づくりの基礎資料の作成、それから地域づくりの実践が役割となっています。それから(2)教育委員会と市長部局の連携についてです。提言書には教育委員会部局からセンター職員に対して、辞令の発令を求めると記載をいただいております。現在センター長においては、市民活動推進課及び社会教育課からそれぞれ辞令を発令しており、併任をいただいているところです。そのほかにも市長部局との連携ということで、デジタル推進課と共催による、全館でのスマホ講座の実施、そして市民活動推進課から発案いただいている子供たちの夏休み等の長期休暇中のスタディルームの実施等を行っており、充実してきていると考えております。写真がスマホ教室の様子、それから本山のスタディルームでの様子になります。実際に勉強している様子、それから教えてくれる大学生へ地元からの食料が支給されて参加する子供たちへの調理が振舞われた様子の写真を掲載させていただいております。(3)専門的職員の配置と育成についてです。提言書にはセンター職員の専門的知識向上のため、社会教育士、それから社会教育主事有資格者の配置が必要と記載をいただいております。令和5年度現在ですが、社会教育主事有資格者4名が配置されています。また今現在、厚陽地域交流センターの30歳前後の職員が、広島へ社会教育士の取得の講習に行っているところです。その他の社会教育主事有資格者、それから社会教育士は、以下のとおりとなっております。(4)職員の研修機会の提供についてです。提言書には、資質向上のため職員の研修機会を充実させることと記載をいただいております。センターにおいては、おなかいっぱいになるぐらい研修機会が与えられていると思っております。従来から参加している、県教委が行う協育ネットの養成講座、それから県の総合企画部による中山間地域づくり研修事業、人づくり財団がセミナーパークで行うコーディネーター養成セミナー、今年度からは地域づくり政策アドバイザーとしてNPO法人市民プロデュースの平田先生による研修ワークショップ等、センター長さんに参加いただいております。それから市教委より地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト研修会、センター長会議を毎月、主事会議は隔月で行っております。(5)センター長の人材についてです。①、②はともに提言書に書かれている内容で、社会教育主事を有する行政経験者、教育管理職経験者は4名、それから社会教育士を有する行政経験者、教育管理職経験者は現在0名となっております。あわせて、現在、センター長さんにおいては、行政職の方が3名、それから教員の方が8名、それぞれOBの方がいただいております。(6)予算措置についてです。センターの予算確保、同額を計上させていただいております。地域づくりに関わる新規講座開設のための予算確保については、現在センターへ実施計画等を出してもらっているところであり、提出されましたら、精査した上で予算要求を行いたいと考えております。それから社会教育士については、今までの2年に1回から、毎年講習を受講するための予算の確保、それから市民活動推進課からも毎年、社会教育士の講習を受講できるよう予算確保をしております。

では最後に提言書の4つ目の柱、その他公共性の担保についてです。旧公民館の時代においては、以下の項目について社会教育法の中で、行為を行ってはならないとなっており、市町村が設置する公民館は、営利に関すること、特定の政党を支援すること、特定の宗教に関して支持などの行為を行ってはならないとなっておりました。センター化となり社会教育の枠から外れましたが、他の公共施設と同様の取扱いとなりますので、政治および宗教活動に関しては他施設同様に行ってはならないとなっており、営利活動のみ許可することとなっています。センターにおいては、営利活動を目的とした貸館については、通常の利用料金の200%を加算として使用許可をしております。それから市外利用者に関しては加算が50%として使用許可をしております。現状、こういったものを営利活動として貸館を行っているのかということについて次のページに示しております。子供を対象としたスポーツクラブの利用として貸館が赤崎や有帆、高泊では行っております。それから太極拳、そして子供対象としたダンス講座を週1回行われています。さらにヨガ、高千帆では美容師を対象とした着付け教室、食料・ハンドメイドマルシェは年1回ですが厚狭地域交流センターのアリーナや研修室等も利用し市内の食料を売られる方を呼ばれてイベントをされています。スマホ講座等に関しては、デジタル推進課で実施しているスマホの講座において、さらに学びたい御意見もあり、山口テレコムさんが追加で講座をされました。現在協議中ですが公文、あるいは物品販売としてフリーマーケットの貸館希望などの動きも出てきております。その他にも前回の社会教育委員会議の中でもお話に上がりましたが、各センターにおいてセンターの事業として行っているものとして、歴史講座での講演者の著書販売、終活セミナーや防災講座での物品販売、それから高泊では祭りの際のフリーマーケットとして移動車による野菜販売等が行われております。

センター化後の1年間を経過して、提言書を受けての予算確保、事業の実施、クラブ等の実施等に関しては公民館を包含した施設ということで動いておりますので、ある程度提言書に沿った内容として機能しているのではないかと考えています。また、営利利用についても少しずつではありますが増加傾向にある状況であると考えております。今後取り組まなければならないこととして、先ほど御説明しましたように人数の実績から参加者数は減っている状況にもありますので、新たな参加者を参画してもらえようような人材発掘から育成へという視点、そして営利活動や協働活動、主催講座、クラブ等の多くの事業を一体的な取り組みとして進めていくことが必要ではないかと考えています。センター化後の実際についてご説明させていただきました。皆様からはご質問等をいただきながら、今後どのように委員会として審議を進めていかなければならないか等の御意見をいただけるとありがたいと思います。

委員長

はい、御説明ありがとうございます。これに関して、何か御意見等ありませんか。提言に沿って、まとめて現実を説明していただきました。

委員

地域交流センター長の立場からの意見になりますが、事務局から説明していただいたものがまとまっていて、私たちの今のセンターの取組を御紹介いただいたと思います。提言

書のまとめられた令和3年6月に私も参加しておりました。その際に社会教育や生涯学習が地域交流センター化によって、減退するのではないかと多くの御意見が出たように思います。しかしながら、先ほどもありましたように、社会教育課が地域交流センターにも関わっていただいておりますので、市民活動推進課と社会教育課という両輪で支えていただいています。生涯学習が推進されるための基盤として支えていただき、支援をしていただいていると思います。今後も市民活動推進課と社会教育課が一緒になって今後も行くことを希望していきたいと思っています。以上です。

委員長

はい、どうもありがとうございました。他にございませんか。

委員

先ほど地域交流センターの参加者が減ってきているとご説明がありました。減ってきている原因について、それからどのように募集をかけられているかお聞きしたいと思います。

事務局

募集のかけ方等についてです。まずはPRとして広報等の充実をとということで各センターにはお願いをしております。市ホームページ、各地域交流センターのホームページの充実、チラシやセンターだよりの充実になります。センターだよりに等について以前までは一部のセンターのみの発刊だったものが、現在では多くのセンターで定期的に発刊しております。回覧等では中々見ることができない場合もありますのでQRコードを利用していつでも申し込みが行える方法であったり、学校に直接チラシを持参いただいて参加者を募る方法であったり、各センターにおいて各地域の実情に合わせて募集をしていただいているところです。続いて利用者の減少についてです。コロナ流行前と同じ水準まで回復していない中で、先ほどご説明しましたように、参加者のメンバーが変わっていない現状にあります。コロナによって参加しなくなった方、センターに来ることができる状況になっても足が悪くなって参加が難しい方等、そういったことでメンバーが固定化してきたこと、そして新たな人たちが来なくなったことで参加者が減っていると考えております。こうしたことから今まで来なかったような人たちとして若い世代等にアプローチすることで、せめて現状維持ができるよう、色々な人が来てくれるようにセンターで取り組んでいただいているところです。

委員

事務局から御説明がありました、コロナを理由にセンターに来なくなった方についてです。そうした方を誘いの声かけみても、この4年の間に足が悪くなった方、体調を崩された方、そして再雇用の年齢が上がり仕事のために行くことができない方もいらっしゃいました。悲しいことに亡くなられた方もいらっしゃり、そうした社会要因や身体的要因など色々なことが重なって少なくなっていると思います。そうしたことから曜日や時間帯などの、色んなことを考えながら地域にどれだけの年齢層の方がいらっしゃるか調べてみる必要もあるかと思います。御説明のとおりで、足が悪くなった方もたくさんいらっしゃいま

す。以上です。補足でした。

委員長

はい。どうもありがとうございました。

委員

先ほど事務局よりご説明がありました利用者が減っているということについてです。市小中学校 PTA 連合会の保護者の立場からの意見です。働いている世代には中々時間がありません。ですが例えば子どもたちのスポーツ少年団の送り迎えで待ってらっしゃる親御さんもいらっしゃいます。今センターで行われている講座とは違った切り口から、公共の施設ではあまり無いような方を講師にしてみるなど、保護者が面白そうだなと興味を持つような講座を 5 時半から 7 時半ぐらいの間に子どもたちを待っている時間にあわせて行うことで、待ち時間の利用に繋がるのではないかと思います。センターに周知してもらうことで、保護者にも利用してもらいやすくなるのではないかと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。貴重な御意見が出ました。

委員

事務局より御説明のあったセンター化の目的についてです。本日お配りいただいた資料 2 ページに、福祉センター機能を統合し、生涯学習、地域福祉の場とともに、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能施設として、生まれ変わる、センター化していくとご説明がありました。私は 4 月から児童館に勤めております。児童館はご存知のように社会福祉関係になり、社会福祉協議会が母体となっております。児童館に勤め始めてコロナにより地域の親子が、なかなか参加ができなくなってしまった 3 年間でした。今年になって少しずつ、親子で来られる方が増えてきています。今後もう少し増えてくるのではないかと思います。勤め始めて感じたのは、コロナ禍の関係で子育てサロンなどが途絶えてしまったと思います。児童館の隣に有帆地域交流センターがあるのですが、講座として子育てカフェを行っていらっしゃいます。児童館としても、ぜひ相乗りをさせていただきたいなという思いもありますし、センター化の目的にも合致するのではないかと思います。センターで行われている内容に、福祉関係の施設でもある児童館もタイアップすることで、より充実したものに繋がると思います。センターと児童館のように別々の施設で同じ内容を行うよりも、双方が相乗りしながら子育てカフェを拡充していく取組をしていきたいなと思っています。あくまで個人的な思いの段階ですので、まだセンター長さんには御相談しておりませんが、ぜひ来年度以降にそういったものを入れながら、福祉とセンターのコラボをしていきたいと思います。また良いお知恵がありましたら教えていただいて、進めていきたいなと思います。よろしく願いいたします。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。他にありませんか。それでは最後の議題（5）その他の項目についてよろしく願いします。

事務局

議題（５）その他として、きらら交流館の整備についてお話をさせていただきたいと思います。資料をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。きらら交流館は、老朽化やリニューアルの関係で令和４年度末をもって閉館している状況です。きらら交流館自体は宿泊研修施設、いわゆる社会教育に関する施設としてオープンをいたしました。その関係で所管は社会教育課にありました。近年の利用状況として宿泊の利用はあったものの、研修宿泊ではなく、一般のホテル業的な宿泊が多いような実態であり、その宿泊者も大変少ないような状況にありました。資料の事業の経緯にありますとおり、現行の設置目的に限定しない現在のニーズ・用途に合った新しいコンセプトのもとで、施設のリニューアルのコンセプトが練られたところでございます。検討のポイントといたしましては、昨今市で力を入れております①スマイルエイジングに繋がる事業で機能を持ったものであること、②立地を活かした観光や交流拠点としての機能を持っていること、それから竜王山公園やオートキャンプ場、ガラス関係の地域も近いことから、③地域資源を生かした交流人口の増加やにぎわいの創出につながる機能を持っていることとなっております。そうした検討の結果、リニューアルのコンセプトとしては焼野海岸や竜王山等のフィールド活動の魅力を最大化する「体験・活動拠点」、あるいは市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする「生活・交流拠点」として新たにリニューアルすることとされました。施設の整備方針につきましては、比較的新しい建物で外観的には特段問題がないことから、既存の施設を有効活用して、内部改修による、より施設の機能向上を図るということとなりました。それから改修の事業手法といたしましては、公設指定管理方式と言いまして、これから改修を行ってきますが、先行で指定管理者の募集をいたしまして、その指定管理者の運営方針やコンセプトを取り入れながら、施設の改修をしていく手法によって行われます。令和５年度については、基本設計等、実施設計等の業務を行っていくこととしております。７番については事業スケジュールということで、順調にいけば令和６年度末までに実施設計を終え、令和７年度から令和８年度をかけて改修工事を行い、早くて令和８年度末から、令和９年１月２月あたりでリニューアルオープンという予定となっております。先ほどお伝えいたしましたが、宿泊研修施設としての施設ではなくなることから、完成後リニューアルオープン後は社会教育所管の施設ではなく、観光あるいは交流拠点施設として、再出発することになると思われます。きらら交流館の再整備状況につきましては、以上でございます。

委員長

はい。何かありませんか。

委員

きらら交流館についてです。完成するまでは社会教育課が所管となりますか。例えば提案機能について子育て・交流とありますが、こういう形の大体の概要はもう決まっていますか。

事務局

概要については、現在どの段階なのか分かりませんが、管理の募集をかける中で、管理者の提案という形になります。基本的なコンセプトは資料のとおりですが、中での事業内容については、まだまだかたまっているわけではなくこれからとなります。施設が完成して、リニューアルオープンするまでは、社会教育課で管理をしますが、既に閉館している館となります。工事が始まってリニューアルするまでは、一般の利用はできない状態です。草刈りや不法侵入などの施設の管理だけを社会教育課の所管で行っていくスケジュールになっています。

委員

ロケーションが良いので、2階を全部サウナにする、レストランで珍しい料理が食べられる等、他の施設には無いような発案でやってほしいなという思いがありました。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。指定管理者方式ですから、指定管理者が決まったら、指定管理者の意向で、なるべく市の要望に沿ってやってもらいたいということでしょうか。

事務局

ある程度コンセプトとして、こうした機能を持たせないといけないところを市より指定をいたしますので、あとは事業者のほうで、委員より御提案のあったような楽しいことが出来ればよいかと思います。

委員長

ありがとうございました。他にありませんか。

委員

きらら交流館のリニューアルが本当に楽しみです。お盆に子ども達が帰省しても、小野田には遊ぶところ、お土産売場がありません。リニューアルによって小野田の産物をたくさん売ることができるような感じですね。そして子育て交流拠点も下関まで行きましたが、小野田にはありません。小野田に来て他所に行ってしまうので、リニューアルすることで子育て拠点や、大きな道の駅のように小野田の産物の色んなものを売ってもらえると思うので楽しみにしております。管理者だけではなく、福祉や子育て支援課等いろんな部署からたくさん意見を集め、色々なことを相談しながら、内容を考えて欲しいと思います。概要がまとまれば管理者にお任せをして、管理者と協力してやってほしいなと思います。以上です。楽しみにしております。

委員長

ありがとうございます。それではこれで議事を終了します。はい、どうもありがとうございました。議事進行を終わらせていただき、事務局へお返しいたします。

7 その他

事務局

吉本委員長、ありがとうございました。その他の事務局からの連絡事項についてお伝えいたします。まず資料 10 を御覧ください。中国・四国地区社会教育研究大会についてです。こちらは 11 月 16 日木曜日と 17 日金曜日に島根県の松江で行われます。例年どおり職員 1 名と社会教育委員さんの中から 1 名出席となっております。参加を希望される方がいらっしゃれば事務局にご連絡を頂けたらと思います。いらっしゃらなければ事務局からお声をかけさせていただきたいと思いますので、是非一緒に勉強に行っていただければと思います。続いて、県の社会教育委員連絡協議会地区別研修会、西部地区が 11 月に山口市で行われる予定となっております。開催要綱が届きましたら、御案内をさせていただきますのでご参加を希望される方がいらっしゃれば、こちらについてもよろしく願いいたします。そして第 2 回目の本市社会教育委員会議については、11 月を予定しております。協議内容については委員の皆様から御意見があれば、お伺いさせていただきたいと思っておりますが、何かありますか。今回はセンター化の実際についてということで、御協議をさせていただいたところです。センター化について、あるいはそれ以外のことについても何か御意見はありますでしょうか。

委員

研修会について、質問です。県の社会教育委員連絡協議会地区別研修会、西部地区について日程は決まっていますか。

事務局

担当市が山口市ということになりますが、まだ日程までは決まっていないようです。要綱等、情報が分かりましたらお伝えいたします。議題等に関しては、事務局の方で委員長と相談しながら決めてまいりたいと考えております。第 2 回目の開催に向けて準備を進めてまいりたいと思います。本日はありがとうございました。それでは、閉会の挨拶を社会教育課長・矢野より申し上げます。

社会教育課長あいさつ

社会教育課長

長時間に及ぶ中、熱心に御意見いただきまして、大変ありがとうございます。地域交流センター化後の実際について、積年の大きな課題というところで一旦報告をさせていただきました。皆様におかれましてはいろんな御意見いただきまして、大変ありがとうございました。今後も社会教育に対する地域のニーズはますます高まってくると考えております。引き続き、皆様と一緒に社会教育行政を推進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

事務局

これもちまして第1回社会教育委員会議を終了したいと思います。皆さんお帰りの際には、お忘れ物のないよう、また交通安全にお気をつけて、お帰りいただければと思います。本日は皆さん大変お疲れ様でしたありがとうございました。